

平成 26 年度第 1 回新発田市子ども・子育て会議 会議録

会 議 名	第 1 回新発田市子ども・子育て会議
開 催 日 時	平成 26 年 7 月 29 日 (火) 10:00~12:00
開 催 場 所	別館 4 階会議室
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会長、副会長の選出について 2. 子ども・子育て支援新制度の概要 3. 子ども・子育て支援環境に関する現状及び課題 4. 条例事項案について 5. その他
出 席 者	<p>【委員】 桑原会長、松田委員、小林委員、内田委員、引原委員、池田委員、皆川委員、前田委員、佐藤委員、須藤委員</p> <p>【事務局】 (健康推進課) 肥田野課長 (教育総務課) 杉本課長 (青少年健全育成センター) 本間所長 (こども課) 櫻井課長、藤巻課長補佐、新保副参事、古田係長、田中主事</p> <p>【オブザーバー】 プライムテック(株)</p>
欠 席 者	木村副会長、近藤委員、山崎委員、大沼委員、田代委員
配 布 資 料	<ol style="list-style-type: none"> ①平成 26 年度第 1 回新発田市子ども・子育て会議次第 ②新発田市子ども・子育て会議委員名簿 ③新発田市子ども・子育て会議条例 ④子ども・子育て支援新制度について (資料 1) ⑤これまでと今後の流れ (資料 2) ⑥新発田市子ども・子育て支援事業計画策定について (資料 3) ⑦平成 26 年度新発田市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール(資料 4) ⑧新発田市の現状 (資料 5) ⑨新発田市子ども・子育てに関するニーズ調査結果報告書概要版 (資料 6) ⑩新発田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について (資料 7) ⑪新発田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について (資料 8) ⑫新発田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について (資料 9)

<p>〈会議経過〉</p> <p>開会</p> <p>あいさつ 下妻副市長</p>	
<p>委員自己紹介</p> <p>事務局自己紹介</p>	
<p>議事</p> <p>①会長、副会長の選出について</p> <p>②子ども・子育て支援新制度の概要</p> <p>③子ども・子育て支援環境に関する現状及び課題</p> <p>④条例事項案について</p> <p>⑤その他</p>	
事務局	<p>議事①会長、副会長の選出</p> <p>会長：桑原委員 副会長：木村委員に決定</p> <p>議事②子ども・子育て支援新制度概要の説明</p> <p>子ども・子育て支援新制度について</p> <p>これまでと今後の流れ</p> <p>新発田市子ども・子育て支援事業計画策定について</p> <p>平成 26 年度新発田市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール</p>
会長	<p>国でも女性が生き生きと働ける環境を作り出すことを打ち出しており、資料 1 では国がどのように変えていくのかという大きな方針が書かれている。これに沿って新発田市も新発田市子ども・子育て支援事業計画を作ることになる。</p> <p>次世代育成支援行動計画後期をもとに国が求めている新しい項目を盛り込むことになるが、新しい点は、質や量を明記することである。</p>
事務局	<p>議事③子ども・子育て支援環境に関する現状及び課題の説明</p> <p>子ども・子育て支援環境に関する現状説明（オブ・ザーバー）</p> <p>子ども・子育てに関するニーズ調査結果報告書説明</p>
会長	<p>新発田市の現状とニーズ調査の結果報告の説明について質問したい。</p> <p>資料 5 の新発田市の現状 出産婚姻について、平成 21 年に 725 人に減って平成 22 年に 811 人に戻るが、この増減について理由を分析しているか。平成 21 年の減り方が大きいのは、何か背景があったのか。</p>
オブザーバー	<p>統計なので背後に何が合ったかまでは分析していない。</p>
会長	<p>ニーズ調査の結果報告について、ご質問はないか。</p>

委員	<p>ニーズ調査は、無作為に調査対象者を決められたということだが、就学前児童用 1900 件と小学校児童用 1108 件で配布数に差がある理由は何か。</p>
事務局	<p>配布数について。5 年前にも次世代の計画策定の関係で 3 歳児からアンケート対象とした。その際にも就学前児童には 1900 件、小学校児童には 1100 件程度という形をとり、小学校児童の場合は小学校を通して配布し、学年と地域性をバランスよくした。</p>
会長	<p>就学前児童は 1900 件に対して 1086 件回答が来ているが、小学校児童の方は 1108 件に対して 736 件の回答となっており、有効回答数が 1000 件を切っている。統計だと 1000 件くらい回答があれば大丈夫という話を聞く。今回は終わっているので仕方がないが、次回の調査の際には過去の回答率に基づいて、小学校児童の有効回答数も 1000 件を上回るよう配布数を検討する必要がある。</p>
会長	<p>ニーズ調査の結果を見て感想を出していただきたい。</p>
会長	<p>何かあった時にお子さんの面倒を見てもらうのは、おじいちゃんおばあちゃんに頼っている割合が多い。逆を言うと、頼れる人のいない方々をサポートする方法を考えていかなければならない。サポートを受けられない人の方に目を向けるべきだ。</p> <p>お母さんのフルタイムへの転換希望についても、就学前児童の場合、フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがあると回答した人は 8.0%のみで、35.5%が転換を希望しているが、フルタイムへの転換が実現できる見込みはないと諦めている割合が非常に高い。なぜ諦めているのかは、このアンケートではフォローできない。フルタイムへ転換したいのに、実現できる見込みはないと諦める理由を特定して、解消のための援助をおこなうことが大切。</p> <p>就労希望について。「1 年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい」母親と「すぐにでも就労したい」母親を合わせると就学前児童であろうが小学校児童であろうが 50%を超える。就労に対する希望というのが強くあると考えていい。</p> <p>希望する就労形態は、パートタイムやアルバイト希望が非常に多い。就学前児童は、0 歳なのか間もなく小学校にあがる年齢なのかではだいぶお母さんの感覚が違う。なぜパートタイムやアルバイトにしなければならないのかという背景をこのアンケートでは細かくはひろえない。</p> <p>お父さんの場合は明らかにフルタイムにいきたいという希望が明確に出ている。子どもの世話をしているお父さんも中にはおり、世話をしている</p>

	<p>お父さんがフルタイムで働けることも非常に大切だ。先ほどの新発田市の現状の世帯数のページに、お父さんと子どもの世帯は現在 433 世帯、お母さんと子どもの世帯は 2,834 世帯で、圧倒的にお母さんと子どもの世帯が多いが、今後、除々にお父さんと子どもの世帯が増えていく可能性もあり、将来的なことも視野に入れて、父子世帯もサポートしていかなければならない。</p> <p>子どもが病気になった時、お母さんが休みを取ることははっきりしているし、育児休業を取るのもやはりお母さんであることは明らかだ。これは周りの考え方も変えていかなければいけないので、社会制度だけ変えれば済むというわけにはいかない。啓蒙活動が大切になってくる。一方で、お父さんが育児休業を取得していない理由は、お母さんが育児休業を取ることと表裏一体になっていて、「配偶者が専業主婦、親族にみてもらえる」の割合は非常に高い。2 番目の理由である「配偶者が育児休業制度を利用した」というのは就学前児童の場合は 3 番目の理由「仕事が忙しかった」とほとんど差がない。「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などの理由は、今度の子ども支援事業計画だけではなく、企業への新発田市の啓蒙活動と足並みをそろえていかなければ、お父さんの育児休業取得は広がっていかない。</p> <p>子どもが病気の時に人に預けるのは嫌で自分が看たいという割合もかなり高い。預けた時に医療も安心して受けられるという事が確実にになると、預けやすくなるのかもしれない。</p>
委員	<p>子どもが感染症のときは、おじいちゃんおばあちゃんに病気をうつしてはいけなく、或いはおじいちゃんおばあちゃんも元気ではあるけれどもかかりたくないと思っている。預かる側の立場も考えて預けなければいけないので、そうした時、病児病後児の施設があるというのはすごく有効だ。1 度利用したことがあるが、手続きが面倒だった。お医者さんに行って、預けても大丈夫という診断がないと、お母さんのところで見てくださいます。</p> <p>私の周りでは、病児病後児の施設があるというのをお母さんが知らないことが多い。「どうすれば預けられるのか、簡単に預けられるのか」或いは「無料なの有料なの」と聞かれる。知らなくてどうにかなっている方と知っていればどうにかなっていた方と色々いらっしやと思う。数字だけでは見えてこない内面的なものがあるのかと思う。</p>
会長	<p>体験談や直接仕事をしている場で関係があることなどあれば、自由に意見を出していただきたい。</p> <p>私は次世代育成支援行動計画に基づいて新発田市は頑張っていると思っている。ところが、2 年前の暮れに行った市民調査で、この次世代育成に</p>

	<p>関する様々な提供を知っているという方の割合が驚くほど低くてショックを受けた。その市民調査は幅広い年齢に対して行っていたので、次世代育成に関係ないと思う方は、ホームページや広報誌などをあまり関心がなくて見ないのかもしれない。</p> <p>周知にも努めていかなければならないと思う。妊婦や乳児の健診などは個人的に通知を送っているが、そうではないタイプのものをどう周知をするのかは大きな課題だ。</p>
委員	<p>障がいを持っている小さなお子さんを持つ親御さんは、一時預かりについて、親が気にしている部分だけでなく、預かっていただく方で、敬遠されがちのところがある。普通のお子さんでも、病気になったりすると非常に遠慮がちになるが、特に障がいを持っている子どもの親にとってみると、もっとサポートが欲しい。仕事は自分が休まなければいけない、少し成長するまでは仕事を辞めなければいけないという切なさというのがとてもあるし、私と同じような立場の親から同様の話を聞く。</p>
会長	<p>障がい児保育について、受け入れる時に障がいがあると躊躇されるような傾向を感じるということだが。</p>
事務局	<p>保育園入園に関しては、障がいのあるなしにかかわらず全て受け入れている。一時保育となると、保育園での空き、余裕の中で行うこととなる。障がい児の方については、保育の中では介護という形で 1 人がつくのだが、保育園によっては受け入れ態勢がなかなか整わないというところがある。今、話を伺い、障がい児の施設としてひまわり学園があるので、その中でも一時保育をやっていけたらと思った。</p>
委員	<p>私立の保育園の立場から。最近気になる子が増えてきている。障がい児になると問題となり、お母さんが自分の子は大丈夫と強く思い、認めないようだ。</p>
会長	<p>一次預かりの話か。</p>
委員	<p>一般の保育園に入る時である。一時預かりの場合は結局少人数のため保育士に余裕あれば対応するが、公立と私立によって対応の仕方が違う。公立は受けることが多いみたいだが、私立は障がい児と認められないと補助金が降りてこないことも関係する。ストレートに言うとお母さん方は自分の子どもは（障がい児とは）違うと拒否するが多いので、その辺りが難しい。</p>

委員	<p>一時預かりで障がい重いとその子にどうしても保育士が張り付かないといけない。保育士の人数に余裕がないため難しい。</p>
会長	<p>保育士の人数が少なくてなかなか対応できない、という報告があり、解決すべき重要なテーマであることが分かる。</p>
委員	<p>保育園だが、一時保育ができない状況だ。今年から認定こども園になり、0、1、2歳の乳児のクラスも増えた。しかし、一時保育ができない理由は保育士の数が足りないからだ。保育士をハローワークなどで募集をかけても集まらない。障がいがあってもなくてもうちの園は来た順番で受け入れているが、保育士が足りないというのが大きな問題である。</p>
委員	<p>保育士は最低1年の育児休業を取るが、その代替保育士が来ない。保育士自体も不足しているが、短期間の保育士はほとんど来ない状況だ。</p>
会長	<p>保育士確保の問題があることが確認できた。</p>
委員	<p>様々なニーズに応えようとするなら預かる側も大事なことだ。</p>
委員	<p>県に毎年陳情しているがフリー保育士をもう一人予算を何とか欲しい。ぎりぎりの人数でやっているの、フリー保育士がいないと、とっさの時どうにもならない。</p>
委員	<p>保育だけではなく学童期の障がいを持ったお子さんもいらっしゃると思うので、それも合わせてお願いしたい。</p>
委員	<p>自分の子どもが通う保育園は、保育士の免許を持っていないお母さんがアルバイトのような形で補佐をしている。障がいを持ったお子さんに対してはどのように組み込むのか色々な事情があると思うが、一般のお母さんたちが補佐として保育士を手伝うと、障がいを持ったお子さんが急に来た時などに対応できるかと思う。</p>
委員	<p>介助員としては保育士の免許がないと障がい児を見られないとなっているため、どうしても保育士が1人いて介助につく。保育士の免許がないと保育士としてカウントできない。</p>
委員	<p>今建設会社でも急に忙しくなったら、熟練経験を持ったOBの方とかを利用することになっている。保育士も60歳以上の退職された方を利用されるというのも1つの方法かと思う。</p>

<p>委員</p>	<p>何年か休んでいると怖くて子供を見られないという方が多い。命を預かるところなので、育児休業明けも慣れるまでは 1 週間ぐらいかかるようだ。</p>
<p>会長</p>	<p>復帰の時には復帰講習会をするなども考えられる。</p>
<p>事務局</p>	<p>議事④ 条例事項案について説明 新発田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について 新発田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について 新発田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について</p>
<p>会長</p>	<p>その条例についてこの会議はどう関わるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>来年の 4 月から新制度がスタートするにあたり、全ての事業は市町村に下がってくる。実施主体が市町村に移るというので、その条例を市町村の方でも制定をしていかないと新しい事業をスタートできない。 こちらの会議の中では、今お示ししました条例の内容について、国が示した条例案そのもので市の方で条例を案として上程していきたいが、内容についてそれでよろしいかということはこの会議でお諮りしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>この条例の中身は、具体的な細かい部分までは書いてない。細かい部分は行動計画の方で盛り込んでいく形となり、あくまでも施設の設備の問題とか運営の事とか、大枠の基準を条例で制定していく。 この会議の中で具体的な条文の文言一つ一つまでご協議いただくのではなく、お示ししましたこれで条例を案として作ってよろしいかというものである。</p>